

平成22年第4回東大和市議会定例会会議録第31号

平成22年12月22日（水曜日）

出席議員（22名）

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	関田貢君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	石川庄太郎君
15番	長瀬りつ君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	桜井輝幸君
議事係長	下村和郎君	主事	指田弘安君

出席説明員（12名）

市長	尾又正則君	副市长	氏井博君
教育長	佐久間栄昭君	企画財政部長	浅見敏一君
総務部長	北田和雄君	市民部長	榎本豊君
子ども生活部長	阿部晴彦君	福祉部長	吉沢寿子君
建設環境部長	並木俊則君	学校教育部長	小島昇公君
社会教育部長	小俣学君	文書課長	矢吹勇一君

議事日程

第1 第11号報告 専決処分の報告について

第2 第12号報告 専決処分の報告について

[総務委員会審査報告 日程第3]

第 3 22第15号陳情 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める沖縄県議会決議を支持し
日本政府に意見書提出を求める陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第4～日程第7〕

第 4 第76号議案 市道路線の廃止について

第 5 第77号議案 市道路線の一部廃止について

第 6 22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情

第 7 22第16号陳情 環太平洋連携協定参加に反対する政府への意見書提出を求める陳情

第 8 委第 3号議案 環太平洋連携協定参加に反対する意見書

第 9 議第13号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第10 議第14号議案 シルバー人材センターへの国庫補助削減に反対する意見書

第11 議第15号議案 集中降雨時の雨水被害に対するすみやかな対策を求める意見書

第12 閉会中の継続審査について

第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第13まで

午前 9時31分 開議

○議長（粕谷洋右君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 第11号報告 専決処分の報告について

○議長（粕谷洋右君） 日程第1 第11号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。
報告を求めます。

〔副市長 氏井 博君 登壇〕

○副市長（氏井 博君） ただいま議題となりました第11号報告 専決処分の報告についてにつきまして、御説明申し上げます。

御報告の内容は、平成22年11月1日に起きました庁用自動車による物損事故の損害賠償についてであります。
議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、平成22年12月2日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

損害賠償額につきましては34万515円で、相手方は東京都東大和市芋窪5丁目1265番地の1、ヒルサイドテラスⅡ107、佐々木義弘氏であります。

事故の概要について御説明申し上げます。

本件は、平成22年11月1日月曜日午後4時ごろ、東大和市中心4丁目853番地の6において発生いたしました庁用自動車による物損事故であります。当日、庁用自動車が路外の駐車場から青梅街道に出るため後退したところ、信号待ちで停車していた相手方の車両に接触し損傷させたものであります。

なお損害賠償につきましては、事故の状況から市に過失があることといたしまして示談をしたもので、相手方の車両の修理代金等として34万515円を市が支払うものであります。

相手方へ支払います損害賠償金は、社団法人全国市有物件災害共済会に加入をしておりますことから全額補てんされる予定でございます。

日ごろから庁用自動車を運転する職員に対しまして、安全確認、安全運転の励行、法令等の遵守を行うよう指導しているところでございますが、今回庁用自動車による事故が続きましたので、職員に対しさらに厳しく注意及び指導をしたところでございます。今後より一層交通事故防止に努めていく所存でございます。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

〔副市長 氏井 博君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
以上で、第11号報告を終了いたします。

日程第2 第12号報告 専決処分の報告について

○議長（粕谷洋右君） 日程第2 第12号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

ここで地方自治法第117条の規定により、長瀬りつ議員を除外いたします。

なお、ただいま長瀬りつ議員は在席していないことを報告いたします。

本件の報告を求めます。

〔副市長 氏井 博君 登壇〕

○副市長（氏井 博君） ただいま議題となりました第12号報告 専決処分の報告についてにつきまして、御説明申し上げます。

御報告の内容は、訴えの提起についてであります。

議会の議決により指定されました「訴えの提起等の市長専決処分について」に基づき、平成22年12月2日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

本件は、平成19年執行の市議会議員選挙の選挙運動用ポスターの公費負担につきまして、市が違法な行為により損害をこうむったことから、民事訴訟のための訴えの提起をしたものであります。

内容につきまして御説明いたします。

1、件名は損害賠償請求事件でございます。これは市が被告に対して、損害賠償請求を求めるとい内容の訴訟事件を示しております。

2、当事者は、原告が東大和市、被告が東京都東大和市新堀2丁目1453番地の61、長瀬りつでございます。

3、請求の趣旨は、（1）被告は原告に34万9,920円及びこれに対する遅延損害金を支払え。（2）訴訟費用は被告の負担とするというものであります。これは市が被告のために支出した公金の全額について、損害をこうむったものとして賠償を求めたものであります。

4、事件の概要は、別紙に記載したとおりでございます。

読み上げますと、「被告は、平成19年執行の市議会議員選挙において選挙運動用ポスターの公費負担を受ける目的で、印刷業者との契約を証する契約書」——これは作成枚数108枚、契約金額34万9,920円ですが——「及び印刷業者名義の請求書を提出したため、市は、東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき契約金額と同額の公金を支出した。しかし、印刷業者が実際に作成したポスターは200枚、その費用は12万750円であり、また、これらの契約書及び請求書は実質的に被告が作成していたため、被告により公金が過大に支払われていたことが判明した。また、被告は、印刷業者との間に公金の振込先であるデザイナーを元請けとして介在させており、このデザイナーを経由して印刷業者により公費負担の対象外である公選はがき3,000枚も作成し、振り込まれた公金の一部は、この公選はがきの費用（11万250円）にも充てられていることがうかがわれることとなった。このような被告の行為は、公費負担制度の趣旨を損ねる違法な行為であるため、市は支出額全額の損害を被ったものとして、被告に対し、損害賠償金の支払いを求める訴えを提起するに到ったものである。」というものであります。

5、訴訟遂行の方針は、弁護士を訴訟代理人とし、訴訟行為を行わせるというものであります。

以上、御報告申し上げます。よろしく願いいたします。

〔副市長 氏井 博君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○13番（関田正民君） 幾つか聞かしていただきたいと思います。

まずこのポスター代、長瀬さんは払う気がなかったのかあったのか。いわゆる本人が払う気がなくて、行政のほうじゃあこれはいけないということで、こういうことを起こしたのか。

もう一つ、明らかに今説明を聞きますと違反ですよ。その違反のことで警察へ訴訟を起こしましたよね。ところが警察では1年たって不起訴、いわゆる無罪ということになりました。警察の捜査をどう思いますか。

○総務部長（北田和雄君） 1点目の長瀬さんに支払いの意思があったかどうかでありますが、これにつきましては当初から契約総額は変わらず、契約枚数の間違いがあったということで、その枚数を減らすことによる差額の精算というお話はございました。それだけでございます。なお全額についてというお話はございませんでした。

あと2点目の刑事事件との関係でございますが、刑事事件につきましては警察が捜査し、検察のほうに送検をいたしました。不起訴処分となっております。一応刑事事件はそれで一定の完了を見ておりますが、今回は民事事件でございます。現在の法制度のもとでは、刑事事件と民事事件というのは完全に峻別されております。刑事事件と申しますのは、故意による犯罪の処罰を原則としております。民事事件の場合は、まあいろいろございますが、今回のようなケースですと故意または過失による損害賠償の責任による認定を原則としております。このようなことから、刑事事件と民事事件というのは趣旨を異にしているというふうと考えております。以上でございます。

○13番（関田正民君） 私が聞いているのはね、民事がどうのこの刑事がどうこうじゃなくて、いわゆる警察にこのポスターの件で訴えたわけですよ。ところが警察は不起訴になったわけでしょう。だったらここで民事を起こすんだったら、もう一回警察へ行ってなんで告訴しないんですか。

それから今の長瀬さんの話を聞くと、差額を払いたいということはポスター代を払う意思があったと思うんですよ、私は。だったら金額が出たときに長瀬議員に——市長、黙ってくださいよ。長瀬議員にどうして請求しなかったんですかと。それで長瀬議員が払わなかったら訴訟を起こしても私はいいと思う。やっぱり私はこういうことはね、余りなじまない。総務部長、警察の捜査はどう思いますか、刑事問題。

○総務部長（北田和雄君） 警察の捜査ですが、これは先ほど申しましたように犯罪性があるかどうかの捜査でございます。これにつきましては先ほど申したように、刑事では一定の答えが出ております。それと民事上の損害賠償があるかどうかで話は別の問題でございます。具体的に例を挙げて申しますけども、交通事故などで道路交通法で刑事事件で処罰をされますが、本人への賠償は民事というふうになりますので、今回につきましては市が損害を受けましたので、刑事事件の問題とは別に、損害を受けたので民事訴訟で損害賠償の請求をしたということでございます。

あと2点目の支払う意思があったのかどうかでございまして、内容を明らかにして、契約関係を明らかにして、それで適正な公費の支出をするというのが原則でございます。それを調査したところ、本人と契約を結んだ印刷業者は、御本人と契約してない、我々は関与してないんだと、契約総額について。だからこれについて契約そのものが非常に不透明なものになってきています。ですから御本人が申し立てた枚数の間違いという単純なものではないということがわかってきて、先ほど御説明したとおりのことがうかがわれることもございますので、改めて全額の被害を受けたということで民事で損害賠償の請求をしたということでございます。

以上です。

○21番（大后治雄君） 何点か伺います。

この訴えは勝てるのでしょうか。100%勝てる見込みがあってこのような訴えをされたのかどうかは1点。

それから第2点として、なぜ今この訴訟なんでしょうか。これを今提起しなければいけない理由を教えてください。なぜ今まで3年半以上もの間、いろいろと調査をされてきたことだろうとは思いますが、いつの時点でこれが判明してってということがあったのかどうか、そういったことをお聞かせください。

それとですね、あとは次の統一地方選挙まで4カ月ぐらいしかないわけでありまして。こうした中でですね、通常でいえば公職の選挙の候補者になり得る人間に対して訴訟を提起するということは、通常は選挙妨害になり得る可能性が高いということで余りやらないというふうなことを私は思いますが、つまり訴訟権の濫用になり得るのではないかとというふうな危惧をされるわけでありまして、その件についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） まず1点目の裁判の見込みでございますが、これはまだ口頭弁論も開かれておりませんので、具体的なことについては差し控えさせていただきますけれども、それなりの事由があって損害賠償の請求をしたということでございます。

あと2点目のなぜ今かということですが、まず刑事事件の中で概要が明らかになり、それに基づいて精算をしよう当初考えておりましたが、刑事事件では不起訴処分となったためその内容は明らかになりませんでした。ことしの4月から市独自で調査をしました。その結果がまとまった結果、御説明した内容でしたので、損害賠償の訴訟に至ったんですが、なぜこの時期かということですが2点ございます。まず内容を確定するのに時間がかかり、まあ11月ぐらいにある程度の内容がわかり、それとあと顧問弁護士と相談などをした、そういった手続の一つあったということと、この損害賠償の請求の時効が、12月で時効を迎えてしまいます。だから時効前にやりませんと市の請求権が喪失してしまいますので、時効を待たずして損害賠償の請求に至ったということでございます。

あといつ判明したかということですが、今御説明したとおり4月以降独自に調査を、聞き取りなどをした結果、11月ぐらいにある程度の内容がわかってきたということでございます。

あと4点目の訴訟権の濫用の件でございますが、今経過で申しましたとおり時効の問題ですとか事実関係の確認の問題の関係がありまして、この時期に至ったということでございます。

以上でございます。（大后治雄議員「訴訟権の関係、答えが返ってないよ」と呼ぶ）

まあ4点目の濫用の件でございますが、まず1点目、12月中旬に時効を迎えてしまうということがございます。公費を支出するものですから、あいまいのまま時効を迎えるわけにはいきませんので、まあそれをまず念頭に置いてやっておりますので、これはあくまで公費の適正な執行を図るという意味では、訴訟権の濫用に当たらないというふうには認識しております。

以上です。

○10番（小林知久君） 何点か確認します。

まあ訴訟をする権利はどなたにもあると思うんですが、行政機関がやる以上、手順は踏んでほしいと思っていますので、そこをちょっとお聞きするんですが、長側でこの案件が損害賠償に値すると判断してから、まず本人に全額を返してほしいという返還請求はしたでしょうか。それはしたならば、何年何月何日にしたでしょうか。それに対する本人の反応はどうだったでしょうかというのが1点です。

それから費用対効果という部分なんですけど、いたずらに訴訟に訴えるよりも本人と話し合いをしたほうがいいんじゃないかというような額だと私は思っているんですが、弁護士費用は幾らと見積もっているんでしょう

か。今回恐らく提起する訴訟としては、まあ本人が差額を返すとおっしゃっていますので、全額から差額を引いた部分が本来的な争いの対象だと思います。その遅延損害金、それから返還金を考えたときに、訴訟に勝つことよりもお金を取り返すほうが市としてはいいんじゃないかというふうに思うんですが、その関係で弁護士費用を幾らと見積もっているかをお聞かせください。

○総務部長（北田和雄君） 本人との全額返還に向けての交渉ということでございますが、まず御本人の意思は最初に御説明したとおり差額精算ということで当初の段階からきています。その後ですが、ことしの8月ですかね、本人が御供託をされております。これも差額精算で御供託を本人の名義でされました。その後今度は印刷業者の名義で、これは印刷業者の承諾を得ずして、印刷業者の名義を使ってやはり差額精算の供託をしております。これらの経過から考えて本人に全額返還の意思はないというふうに判断をして、今回の訴訟に踏み切ったものでございます。

あと2点目の費用の問題でございますが、弁護士費用につきましては着手金が50万円、あと成功報酬は一応100万円という予定で見ております。費用対効果の問題でございますが、これは民事事件ですが、損害賠償の請求で、ですから損害賠償以上に経費がかかっているという御指摘だと思いますが、まず1点目は税金の適正な執行をどう担保するかというものでございます。公費というのは1円たりも不明な支出をしてはいけないというふうに我々常々言われておりますので、適正な執行をするために事実関係を明らかにして、その上で適正な精算なり返還を求めるとというのが一つあります。そのためにはある程度の経費をかけることはやむを得ないことだということで判断をして、今回の訴訟に訴えたものです。あくまで公費の適正な執行のために起こしたという側面も強くございます。

以上です。

○10番（小林知久君） 本人の供託がどういう意味だったのかとか、それから全額を返す意思がある、またはそれと交渉する意思があるということは、内容証明などの法的文書では確認をしていないということでしょうか。または公印をついた上での、押した上での公文書での返還請求や、それに対する公文書での返しませんという返答はあるのでしょうか。

それから先ほど弁護士費用、適正なおっしゃいましたが、適正な執行というのは民事では争えません。損害賠償請求は損害を返せというだけです。もし適正な執行を担保したいならば、それは刑事です。その認識はあるのでしょうか。そういった訴訟戦術もなく150万円をとるという弁護士に対して、私は非常に憤りを感じるんですけども、そこは、まあもちろん弁護士さんも頼まれればやらざるを得ないんですけども、市のほうに訴訟をやめたほうがいいんじゃないかという弁護士側のアドバイスはなかったのでしょうか。

以上です。

○総務部長（北田和雄君） まず1点目の請求の関係でございますが、御本人からは供託をされて、登記所のほうからその供託の文書がきております。その中に、差額の精算金を受け取らないので供託しましたということが書かれております。これらの一連の手続から判断して、市のほうでは本人には意思はないということで手続はとっておりません。

2点目、民事と刑事の関係でございますが、確かに民事事件は損害賠償の請求でございますが、今回刑事事件で内容が明らかになっておりません。刑事事件でその内容を明らかにすることとあわせて損害賠償の請求をしたということでございます。

以上でございます。（小林知久議員「弁護士だとか」と呼ぶ）

弁護士とは相談をいたしました。その中で具体的内容については、裁判のことにかかわりますので答弁は差し控えていただきますが、いろんな角度から弁護士に相談をした結果、今回の手続に至ったということでございます。

以上です。

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第12号報告を終了いたします。

ここで長瀬りつ議員の除斥を解除いたします。

〔15番 長瀬りつ君 入場〕

日程第3 22第15号陳情 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める沖縄県議会決議を支持し日本政府に意見書提出を求める陳情

○議長（粕谷洋右君） 日程第3 22第15号陳情 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める沖縄県議会決議を支持し日本政府に意見書提出を求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、総務委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） ただいま議題に供されました22第15号陳情 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める沖縄県議会決議を支持し日本政府に意見書提出を求める陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

この陳情の審査は、平成22年12月16日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

その結果、本陳情につきましては質疑なく、質疑、討論を省略し、直ちに趣旨採択の採決をされたいとの動議が提出をされ、採決の結果、趣旨採択と決しました。

また意見書につきましては提出をしないことを決しました。

以上で、総務委員会における審査経過並びに結果についての報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○15番（長瀬りつ君） 意見書を提出されない理由を聞かせてください。

○18番（中間建二君） 委員会の中では、意見書を提出しないということについて決したのみでありまして、提出をしない理由についての特段の意見等はございませんでした。

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

22第15号陳情 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める沖縄県議会決議を支持し日本政府に意見書提出を求める陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

日程第4 第76号議案 市道路線の廃止について

日程第5 第77号議案 市道路線の一部廃止について

日程第6 22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情

日程第7 22第16号陳情 環太平洋連携協定参加に反対する政府への意見書提出を求める陳情

○議長（粕谷洋右君） 日程第4 第76号議案 市道路線の廃止について、日程第5 第77号議案 市道路線の一部廃止について、日程第6 22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情、日程第7 22第16号陳情 環太平洋連携協定参加に反対する政府への意見書提出を求める陳情、以上議案2件、陳情2件を一括議題に供します。

以上4件につきましては、建設環境委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○6番（中村庄一郎君） ただいま議題に供されました第76号議案 市道路線の廃止について、第77号議案 市道路線の一部廃止について、22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情、22第16号陳情 環太平洋連携協定参加に反対する政府への意見書提出を求める陳情につきまして、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告させていただきます。

本委員会は平成22年12月20日に開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

初めに第76号議案 市道路線の廃止について、第77号議案 市道路線の一部廃止について、以上2議案を一括議題に供し、現地視察を行い、審査を行いました。

第76号議案 市道路線の廃止について、第77号議案 市道路線の一部廃止については、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、質疑、討論を終了、2議案を原案どおり可決と決しました。

次に、22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情を議題に供しました。

陳情趣旨朗読後、質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

市長の議会答弁に疑義があります。陳情理由ですけれども、9月議会の答弁で市長は3回ほど、都そのものが都市計画決定できないという判断を示しているとか、状況を説明した結果、現況では都市計画決定できないという話を受けているとか、6月に都に担当職員が行って、担当部の職員から現況では都市計画決定はできないという話を受けましたという答弁があり、先日の12月8日の市長答弁でも、都が都市計画決定できないというふうに言っていたと言っているが、陳情理由を読むと6月には東大和市からは行っていない。訪問も協議も

ないということが、東京都に問い合わせをしてわかったことが書いてある。まず6月に行っているのか、行ったとすればだれが行ったのか聞かせてほしいとの質疑に対しまして、3市共同資源物施設についての6月に東京都のほうに協議に行っている部分というのは、建設環境部、担当の都市計画課では行っていない。協議という部分では、正式な書類での何かのやりとりは一切ないので、市の想定地の部分については不可能であるという6月23日の庁議の決定、それをいろんな情報、いろんな物の考え方からこのような形に都市計画決定としたわけだが、その中で担当部としていろんな情報収集をそれまでに行ってきたという部分との答弁がありました。

次に、東京都の協議には建設環境部の担当の職員は行っていない。都市計画の担当の職員は行ったのかとの質問に対しまして、都市計画課の職員も6月には協議に行っていないとの答弁がありました。

次に、どうして行っていないのに、6月に都に担当職員が行っていると市長が答弁しているのはなぜでしょう。6月23日、庁議の決定の中に幾つか理由が書いてあったが、その中にも東京都との協議で東京都が不可能と言ったことがついてた気がするが、市長がこのような答弁をしたのは勘違いかという質疑に対しまして、この想定地への3市の資源物の共同処理施設についての担当部、担当課は、6月に限定して東京都のほうには担当職員が出向いた中での出張の部分はない。6月23日の庁議での決定をするまでの間に、いろんな情報を収集、いろんな法令等の部分の確認等、数カ月にわたって担当して、通常の民間の開発地の施設と同じように、常に開発の担当がいろんな角度から情報収集をして、それをいろんなものとして持っているの、それと同じようにこの想定地の施設についても、いろんなことからまとめた中で、このような発言になったと思っていると答弁がありました。

次に、直近で東京都に相談をし、この3市共同資源物処理施設について協議をされた日にちを示してほしいとの質疑に対しまして、日にちは都市計画課が東京都に相談に伺ったのが平成22年2月25日、事務の必要性があり確認のために2月に話を聞くために伺ったとの答弁がありました。

次に、そのときの協議の内容は何か。都との協議は2月のそれしかないにもかかわらず、市長は平成22年6月に市の職員が東京都に行ったということを3回くらい話しているわけだが、なぜ市長がそのような答弁に至ったのかとの質問に対しまして、2月25日に都庁の都市基盤部調整課に伺い事前の相談をさせていただき、そのことをもとに6月に協議をして決定されたということを総合して言われたと思うが、東京都に行っているのは2月25日ですとの答弁がありました。

次に、東大和市がつくるのではないので、3市の決定がなされて初めて3市の協議がされるのか、決定がなされない場合は協議に入れないのかとの質疑に対しまして、都市計画の決定の流れの中で、想定して内部が検討してきた中で、建築基準法のごみ処理施設という部分に該当するという中では、建設する場合には都市計画決定が必要。その中で案の作成、都知事に協議を申し入れ、同意後、法令に基づき初めの段階で各市の議会の承認が必要ではあるけれども、東大和市議会の見直しの決議により、6月23日に庁議で決定した都市計画決定については非常に不可能。いずれにしても都市計画決定の流れの中では、まだ東京都に協議をするその段階には至っていない。その前の前のような段階で、今のような状態となっているとの答弁がありました。

次に、再度確認だが6月に市から東京都に訪問はしていない。そしてさらに協議もない。そのことを確認したいとの質疑に対しまして、3市共同資源物処理施設の建物に関して、平成22年6月に建設環境部の都市計画課の職員あるいは環境課の職員が、都庁に相談あるいは情報収集で出張した経緯はありませんとの答弁がありました。

陳情の趣旨そのものでは、事実関係を明らかにしてくださいということなので、質疑の中でこうした事実は

なかったということが明らかになった。ただ明らかにするだけでよいのか。建設環境委員会で事実関係が明らかになったので、陳情の趣旨には沿ったのかなど。しかし問題としては、市長答弁の中で事実と違うことが議事録に載っているということが、議会として引き続き何らかのことを考えるべきと思うとの意見もありました。ここで質疑を終了して討論を行いました。

今までの質疑の中で、市長答弁というのが実際には行っていなかったという事実がわかりました。たとえそれが一般質問における市長の答弁とはいえ、市長の答弁全般に対する信憑性が問われる問題だと思うので、虚偽の答弁を繰り返した理由と、その説明を議会に対してする必要があると思う。採択されることをお願いしますとの賛成討論がありました。

以上のような討論を経て、起立採決の結果、起立少数で22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情を不採択と決しました。

次に、22第16号陳情 環太平洋連携協定参加に反対する政府への意見書提出を求める陳情を議題に供しました。

陳情趣旨朗読後、質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

農林水産省そのものが、このT P Pに参加したときの試算として調査した内容がある。新聞報道でもあったが、市側のほうで数字でとらえているのがあれば教えてほしいとの質疑に対しまして、本年10月に内閣官房が発表した各試算によると、農業に関する影響の試算は主要農産物10品目を全世界を対象に直ちに完全撤廃を行った場合の影響額で、生産額で4兆1,000億円、食料自給率の減少が40%が14%に減少、農業の多面的機能の損失額が3兆7,000億円程度、農業及び関連産業の影響はG D Pの減少が1.6%の7兆9,000億円のマイナス、また就業機会の減少が340万人程度起こるだろうと試算が出されているとの答弁がありました。

自給率を確保するためには国は参加すべきではない。政策そのものをきちんと立てるべきだと思うとの意見がありました。

ここで質疑を終了して討論を行いました。

3月の閣議決定で新食料・農業・農村基本計画ということで3本柱が決定されている。その中では青年の新規就農を支援するとか、食料自給率を50%目標値を定めているわけだが、これがT P Pに参加することになると、明らかにこの閣議決定に逆行することになると思う。農業であれば、国内の対策をきちんとまとめてからすべきである。また基本農業をきちんとどのように守っていくのかという政策が必要と思うが、政府の意見書提出をすべきと考えるとの賛成討論がございました。

以上のような討論を経て、起立採決の結果、全員の起立により22第16号陳情 環太平洋連携協定参加に反対する政府への意見書提出を求める陳情は採択と決した。

陳情につきましては委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては正副委員長に御一任をいただきました。

以上で、建設環境委員会に付託された案件の審査経過と結果の報告を終了させていただきます。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。（発言する者あり）

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（粕谷洋右君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を行います。

〔4番 粕谷久美子君 登壇〕

○4番（粕谷久美子君） 4番、粕谷久美子です。22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情に、賛成の立場で行います。

本陳情趣旨の「市長の議会答弁に疑義がありますので事実を明らかにしてください。」に対し、質疑では6月に東大和市から東京都の訪問、協議が行われているのかの点について職員から答弁があり、市長答弁とは異なる事実が明らかになりました。市民からの本陳情提出はとても残念なことです。市長は市民から信頼されるべき立場でありながら、事実と異なる答弁をしていることに市民の1人としても失望を感じます。

市民は市長の発言、行動に関心があります。なぜなら市長の施策により市の行方が左右されていくからです。市長みずからの発言は非常に重いものです。よって、疑義を明らかにしたいという本陳情に賛成するものです。

〔4番 粕谷久美子君 降壇〕

〔15番 長瀬りつ君 登壇〕

○15番（長瀬りつ君） 15番、長瀬りつです。22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情に、賛成の討論をいたします。

陳情の趣旨は、議会答弁に疑義があるので事実を明らかにしてくださいというもので、問題となった9月議会の一般質問における正式な会議録としてある市長答弁の抜粋の資料に基づきただしたところ、「平成22年6月に担当の職員が東京都に伺い」という部分は、実際には職員は6月には行っていないという事実がわかりました。

しかしこのような虚偽の答弁を市長が繰り返したことの理由と、その説明を議会に対してする必要があります。またこのような議会への冒瀆ともとれる虚偽の答弁を繰り返したことについて、今後の市長答弁の信頼性を損なうものと考えます。なおかつ間違った答弁を繰り返す市長に対して、その事実を知っていた職員はなぜ訂正しようとしなかったのか、補助職員として職責を果たしておらず、事務方の最高責任者としての副市長の責任は重大なものがあると考えます。

以上、討論といたします。

〔15番 長瀬りつ君 降壇〕

〔10番 小林知久君 登壇〕

○10番（小林知久君） 22第14号陳情についてです。政策の会を代表しまして討論いたします。本陳情に不採択の立場で討論いたします。

陳情というのは、趣旨をもとに審議します。そういった中で委員会審議の中で事実は明らかになったということで、ある意味で陳情者の思いは実現したと。事実が明らかになった後どうするかについては陳情には明記されておらず、非常に扱いに苦慮したところはあるんですが、ある意味で陳情要件としては不足しているというふうに判断しました。

したがって陳情の事実というか内容には反対するもの——というかも実現したものだと思うんですが、陳情そのものには不採択という判断をいたしました。

よろしく願いいたします。

[10番 小林知久君 降壇]

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第76号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

第77号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

22第14号陳情 市長の市議会答弁に関する陳情、本件に関する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（粕谷洋右君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

22第16号陳情 環太平洋連携協定参加に反対する政府への意見書提出を求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（粕谷洋右君） 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

日程第8 委第3号議案 環太平洋連携協定参加に反対する意見書

○議長（粕谷洋右君） 日程第8 委第3号議案 環太平洋連携協定参加に反対する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、建設環境委員会において全会一致により提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

この採決は、起立により行います。

委第3号議案 環太平洋連携協定参加に反対する意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第9 議第13号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（粕谷洋右君） 日程第9 議第13号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 私は公明党、日本共産党、民主党、政策の会及び無所属の議員を代表し、ただいま議題に供されました議第13号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を行います。

本議案につきましては、本年10月7日に発表されました平成22年度の東京都人事委員会勧告の動向にかんがみ、市議会議員の期末手当について議員みずから削減を行うものであります。

具体的には、来年3月に支給される期末手当につきましては、その支給割合をゼロにするものであります。またこの条例の施行日を明年3月1日とするものであります。

以上、皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔18番 中間建二君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第13号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第10 議第14号議案 シルバー人材センターへの国庫補助削減に反対する意見書

○議長（粕谷洋右君） 日程第10 議第14号議案 シルバー人材センターへの国庫補助削減に反対する意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔5 番 関田 貢君 登壇〕

○5 番（関田 貢君） ただいま議題となりました議第14号議案 シルバー人材センターへの国庫補助削減に反対する意見書、本案につきまして提案者を代表し、提案理由並びに内容の説明を行います。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、高齢者の就業の機会を確保し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とした公益法人で、今日では全国市区町村の8割の地域において約80万人の会員が地方公共団体と連携し、福祉、家事援助サービス、教育、育児支援サービス、地域環境の保全、農業支援等の事業に携わるとともに、孤独な老人の安否確認を兼ねた傾聴ボランティア活動に参加するなど、地域社会にとって今やかけがえのない存在となっています。

一方、高齢者世帯の所得構成を見ると、年金等だけでは生計を維持することが難しい状況にあり、年額約50万円の稼働所得がどうしても必要となっております。ちなみにセンター会員の年金所得は200万円未満が全体の約64%を占め、臨時的、短期的な就業によって生計を補完し、長寿社会における自立した生活を維持しているところであります。また働くことを通じて、地域社会の一員として生きがいを実現するとともに、健康を維持し、促進して医療、介護財政の軽減にも大きく寄与しています。

今後団塊の世代が65歳に到達し始め、年齢にかかわらず働く社会の実現が一層重要な課題となっておりますが、すべての高齢者の雇用の場を確保することは困難であり、センターにおける多様な就業機会の創出は、

セーフティネットとしてますます重要になるものと考えております。

このような中、昨年の国の事業仕分けではシルバー人材センター援助事業が対象となり、国庫補助を3分の1程度縮減するとされ、先ごろの再仕分けでも昨年の仕分けの「確実な実施」との評価が行われ、来年度予算編成に向けて重大な局面を迎えております。

シルバー人材センターについては、配分金（報酬）や労働条件、災害補償などの改善が求められており、国庫補助削減はこれに逆行するものです。またさらに高齢者の就労の場を確保するために活動している団体に対しては、行政が支援を行うようにすべきです。

社団法人東大和市シルバー人材センターからも、昨年の事業仕分けを受けて、既に大幅な補助金削減が行われており、来年度以降これ以上の削減が行われれば、事業運営が困難となるセンターが生まれるなど、シルバー事業の大きな混乱を招くので削減しないよう国に求めてほしいと当議会にも要望がありました。既に平成22年度で16.2%の補助削減が行われ、東大和市シルバー人材センターでは70万円の国庫補助削減となりました。また国庫補助削減によって当市が補助を肩がわりせざるを得ないことになれば、市財政をも圧迫することとなります。

よって、シルバー人材センターへの補助金を削減しないように求めます。

以上、皆様方の御協力をお願いいたしまして提案理由並びに内容の説明といたします。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔5 番 関田 貢君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔21番 大后治雄君 登壇〕

○21番（大后治雄君） 議席番号21番、大后治雄でございます。民主党を代表して、議第14号議案 シルバー人材センターへの国庫補助削減に反対する意見書に反対の立場で討論を行います。

まず本件に関しての沿革であります。報道等で既に御案内のとおり、昨年実施された国の事業仕分け第一弾において、シルバー人材センター援助事業予算が各都道府県のシルバー人材連合及び各地域のシルバー人材センターにおける人件費や管理費等の間接経費に充当されている実態が明らかになりました。そこで昭和55年度から長く続いてきた2分の1の補助が、非常に大きな既得権益になっているという問題点や、全国シルバー人材センター事業協会の廃止等の評価結果に対し、予算に反映されてない現状から本年11月に再仕分けされたも

のであります。

よって、そもそもシルバー人材センターへの国庫補助削減という本件の事業仕分けの意図は、会員である高齢者の就労活動を阻害するものなどでは決してなく、ましてや労働に対する対価を不当に低下させることなどではありません。あくまでも総体的に高過ぎる事務局の人件費や管理費などの経常経費の効率化に努めるべきとして、事務局構造など仕組みの問題を指摘しており、国庫補助の削減は、すなわち間接経費の削減を意味し、高コスト体質の是正、ぜい肉をそぎ、筋肉質な経営の転換を図り、公益社団法人としての本分を全うすることにより、事業運営が困難になる事態は起こり得ないものと考えます。

以上の理由により反対討論といたします。

[21番 大后治雄君 降壇]

[3番 尾崎利一君 登壇]

○3番(尾崎利一君) 日本共産党を代表して、議第14号議案 シルバー人材センターへの国庫補助削減に反対する意見書に賛成討論を行います。

民主党政権は、対等平等な日米関係を掲げてきましたが、政権につく前には米軍への思いやり予算に反対していた。しかし今年度、SACO関係経費、米軍再編経費を含めると3,400億円を計上し、過去最高となっています。来年度も米軍への思いやり予算は1,800億円で、事実上満額回答になっています。

今回問題にされているシルバー人材センターの削減額、想定で40億円程度の規模です。シルバー人材センターは、高齢者の就業の機会を確保し、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする公益法人です。ひとり暮らし高齢者の安否確認等、地域社会にも貢献をしています。実態は低過ぎる年金のもとで、最低保障年金が導入されないばかりか、さらに年金額が5年ぶりに引き下げられる。こういう状況のもとで、高齢者の生活を支える重要な収入となっています。この分野の施策は、拡充こそ求められています。

日本共産党は、シルバー人材センターについては配分金や労働条件、災害補償などの改善が求められている。さらにシルバー人材センター以外にも、高齢者の就労の場の確保のために活動している団体に対して、行政がさらに支援を行うようにすべきだと考えています。

よって、本意見書に賛成します。

[3番 尾崎利一君 降壇]

○議長(粕谷洋右君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(粕谷洋右君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第14号議案 シルバー人材センターへの国庫補助削減に反対する意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(粕谷洋右君) 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第11 議第15号議案 集中降雨時の雨水被害に対するすみやかな対策を求める意見書

○議長（粕谷洋右君） 日程第11 議第15号議案 集中降雨時の雨水被害に対するすみやかな対策を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、議員全員による提出でありますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第15号議案 集中降雨時の雨水被害に対するすみやかな対策を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第12 閉会中の継続審査について

○議長（粕谷洋右君） 日程第12 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

建設環境委員会からお手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第13 議員派遣について

○議長（粕谷洋右君） 日程第13 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（粕谷洋右君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成22年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時55分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 粕 谷 洋 右

副 議 長 尾 崎 信 夫

署 名 議 員 西 川 洋 一

署 名 議 員 佐 村 明 美